

(1) ねらい

- 目標達成のために精一杯活動する過程を重視し、満足感・成就感を味わわせながら、自ら鍛える生徒、やりぬく生徒を育成する。
- 場面や状況に応じた、節度ある言動ができる生徒、思いやりのある生徒を育成する。

(2) 基本方針

- 各部、各部員に具体的な目標および手だてを工夫させ、リーダーを中心として自主的・自発的な活動を促す。
- 生徒指導的な配慮をしながら、基本的な行動様式の定着と、マナーの向上を図る。

(3) 設置部活動

- 「運動部」と「文化部」を設置する。設置する部は以下のとおりである。

<運動部> ・陸上 ・卓球(女) ・バレーボール(女)	・野球部 ・バスケットボール(男) ・クロスカントリースキー ※冬季特設	<文化部> ・吹奏楽 ・造形
--------------------------------------	--	----------------------

- ・部活動は全員加入制を勧める。ただし、社会体育等の活動を優先する生徒を除く。

(4) 活動内容及び活動時間

- 各部ごとに顧問が生徒の心身に過度な負担がかからないように決定し、月単位の練習予定表を作成・配付する。ただし、次のように休止日を設ける。

平日及び週休日各1日の部活動休止日を設ける。

- 定期テスト前の活動制限

- ・令和2年度は、定期テスト実施日の前日のみとする。ただし、主要大会が部活動停止期間に迫っているときには「特別練習計画」を起案し、校長の決済を受け、保護者や生徒の了解を応諾書で得て活動することができる。

- 活動時間

3/1 ~ 10/31		11/1 ~ 2/28	
活動終了時刻	完全下校時刻	活動終了時刻	完全下校時刻
17:40	17:50	17:10	17:20

※休日の活動は、8:30~11:30、13:30~16:30を目安とする。なお、特別の場合を除き、午前・午後を通しての練習は行わない。

※長期休業中は別紙計画に基づいて実施する。

<配慮事項>

- ・スクールバス(東山・浦柄・横渡)の生徒の交通手段に配慮すること。
- ・19時からの社会体育の開放時間に支障のないようにすること。

(5) 活動の留意事項

<安全管理>

- ・生徒の肉体的・精神的な状態はもちろん、学習状況の把握に努め指導にあたること。
- ・気温・湿度・気流の至適範囲に留意し、休息を十分確保すること。

<生徒指導上の配慮事項>

- ・技術指導と同様にマナーについての指導を重視し、あいさつ、用具管理、身なりについて、部の約束事を具体的に決める。また、生徒の自発的な心情を育てながら、必要に応じて毅然とした態度で指導する。体罰等のない指導に徹する。